

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件二件 二六〇
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二六一
- 道路の供用を開始する件 二六一
- 公告
都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 二六二
- 福島県病院局
口頭による開示請求を行うことができる個人情報等を廃止する件 二六二
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件 二六二
- 福島県選挙管理委員会
選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 二六三

告 示

福島県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年六月十日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ありす薬局	会津若松市湯川町一五四	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木二一―一五	平成二十六年四月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養 管理指導
株式会社広野薬局	双葉郡広野町大字下浅見川字柳町五九―二	株式会社広野薬局	福島県双葉郡広野町大字下浅見川字柳町五九―二	同 年 五月二三日	同
介護老人保健施設やまびこ苑	二本松市住吉一〇〇	医療法人辰星会	同 県 二本松市本町一―三五	同 年 四月一日	介護予防 通所リハビリ センター シヨ ン
訪問看護ステーションアース	会津若松市中央一―五二七	公益社団法人会津社会事業協会	同 県 会津若松市湯川町一―四九	同 年 五月一日	訪問看護 介護予 防訪問 看護
ふくしま訪問介護ステーション	福島市方木田字前川原一―一―二階	福島在宅支援ステーション株式会社	同 県 福島市鳥谷野字中ノ内三二―一―メゾンばんしょう一〇四	同 日	訪問介護 介護予 防訪問 介護
デイサービスすみれ	同 市南沢又字柳清水五―八	株式会社すみれ	同 市御山字下川原二六―一五	同 日	通所介護

福島県知事 佐藤 雄平

ふれあいデイサービス	二本松市安達ヶ原五―六一	合資会社ふれあい	愛知県一宮市本町四―一九―二	同 年 三月一日	通所介護 介護予 防通所介 護
しなのきホーム西会津	耶麻郡西会津町野沢字南松原甲一〇二八―六九	有限会社なごやか	同 県会津若松市新横町四―一六	同 年 月一三日	特定施設 入居者生 活介護 特定施設 入居者生 活介護
梁川病院訪問リハビリテーション	伊達市梁川町字東土橋	公益財団法人仁泉会	福島県伊達市保原町字竹内町五八	同 年 五月一日	訪問リハ ビリテー ション 介護予防 訪問リハ ビリテー ション

(社会福祉課)

福島県告示第百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	医療機関併設型小規模介護老人保健施設ハートランド ケア東町
所 在 地	喜多方市字時田三二〇六一四
指定年月日	平成二六年 四月二二日

福島県告示第百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

(社会福祉課)

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称		
		変更前	変更後	変更後
小規模多機能型居宅介護事業所きろう	福島市笹谷字谷地前三三―五	フジケア サービス株式会社	福島県郡山市喜久田町字上追池四八―一	福島県郡山市喜久田町卸一―一七―一

(社会福祉課)

福島県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十六年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道白河石川線	石川郡石川町大字沢井字清水窪二二〇番一地从先から同 郡同 町大字沢井字三斗時二二〇番一地从先まで	平成二六年六月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県病院局**福島県病院局告示第2号**

- 1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報等を定める件（平成25年福島県病院局告示第3号）は、平成26年6月15日限り廃止する。
 - 2 平成26年6月15日までに合格者を発表する試験については、1により廃止された告示は、なお効力を有する。
- 平成26年6月10日

福島県病院事業管理者 丹羽 真一
（病院経営課）

福島県病院局告示第3号

福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）第17条第1項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報を次のとおり定め、平成26年6月16日以降に合格者を発表する試験から適用する。

平成26年6月10日

福島県病院事業管理者 丹羽 真一

- 1 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の内容
 - (1) 試験の名称
福島県病院局職員採用選考予備試験
 - (2) 開示する項目
 - 一 教養試験及び口述試験の得点及び適否並びに適性検査の適否
 - 二 総合順位及び総合得点
 - (3) 口頭により開示請求を行うことができる期間
合格者の発表の日から1か月間
 - (4) 口頭により開示請求を行うことができる場所
福島県病院局病院経営課 福島市中町8番2号
- 2 開示の方法
閲覧

（病院経営課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十六年六月二日現在において、次のとおりである。

平成二十六年六月十日

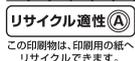
福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、二四六
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇一、五三五
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七 七、八 四 二	選 挙 区	田 村 市 田 村 郡	一 九、一 三 四
-------	-------	-----------	-------	-------------	-----------

会津若松市	三三、三四八	南相馬市相馬郡飯館村	一九、七九三
郡 山 市	八八、一四八	伊達市伊達郡	二八、三二八
い わ き 市	九一、三二七	本宮市安達郡	一〇、五九八
白河市西白河郡	三〇、二三四	南 会 津 郡	八、一七〇
須賀川市岩瀬郡	二六、一九二	河 沼 郡	六、五六〇
喜多方市耶麻郡	二三、一四五	大 沼 郡	七、九二八
相馬市相馬郡新地町	一一、九八七	東 白 川 郡	九、三八三
二 本 松 市	一五、九一六	石 川 郡	一一、八二八
		双 葉 郡	一八、五八一



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷